

第8回定時株主総会議事次第

報告事項

第8期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）
事業報告及び計算書類並びに連結計算書類 報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金処分案承認の件

第2号議案 取締役選任の件

平成25年6月27日

本州四国連絡高速道路株式会社

第8回定時株主総会 事業報告及び計算書類 並びに連結計算書類

目次

事業報告	-----	1
貸借対照表	-----	11
損益計算書	-----	13
株主資本等変動計算書	-----	14
個別注記表	-----	15
連結貸借対照表	-----	19
連結損益計算書	-----	21
連結株主資本等変動計算書	-----	22
連結注記表	-----	23
監査報告書 謄本	-----	29

事業報告

自 平成24年4月1日
至 平成25年3月31日

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社は、地域に立脚する「瀬戸内企業」として、本州と四国を連絡する3本の高速道路（以下「本四道路」という。）の料金収受・交通管理・維持管理、サービスエリア・パーキングエリアでの売店等の管理等を行っております。また、これら以外にも、これまで培ってきた橋梁技術を活用した事業、地域と連携した観光振興等に取り組んでおり、これらの業務を通じて、お客様に喜ばれ、地域社会に貢献する企業を目指しております。

こうした業務を適切かつ円滑に行うため、新会社発足時に、「お客様に安全、安心、快適にご利用していただけるよう、サービスの充実に努める」等を柱とする「経営理念」と、これに基づく社員の「行動規範」を定めました。また、平成20年に「瀬戸内企業ビジョン」を策定し、「地域との協働」等の7つの柱のもと、「経営理念」の実現のために様々な活動を体系的に実践していくこととしました。具体的には、中期経営計画として、平成21年に「JB本四高速 中期経営計画2009-2011」を策定し、「経営理念」実現のための企業活動を行ってまいりました。

平成24年度に策定した「JB本四高速 中期経営計画2012-2014」においても引き続き効率的な業務運営に努めるとともに、お客様サービスの向上及び災害に強い道路を目指しております。

また、平成24年2月に国土交通省より出された今後の本四高速料金の基本方針において、本四高速の料金は、全国共通の水準とすることを基本とし、平成26年度より導入することを目指すこととされています。このような中で、当社としましては、経営の透明化と効率化に今後とも積極的に取り組むことを方針としております。

今後とも、当社は、高い公共性を有し、地域の発展を支える「瀬戸内企業」として、社会の期待に応えるべく、様々な活動を実践してまいります。

以下、事業別に当期の事業概要をご報告申し上げます。

〔高速道路事業〕

当期の高速道路事業については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）との間で高速道路株式会社法第6条第1項に基づく本四道路に関する協定を締結し、同法第10条に基づく平成24事業年度の事業計画に対し国土交通大臣から認可を受けました。その上で、これら協定及び事業計画に基づき、適切な道路管理を行い、お客様に安全、安心、快適にご利用していただくとともに、橋梁及び道路の万全な維持管理に努めました。

当期の本四道路の通行台数(出口の年累計交通量)は、38,902千台となり、前期比で2.2%増加し、料金収入は、63,951百万円となり、4.4%の増収となりました。これに、道路資産完成高3,556百万円及びその他の売上高157百万円を加えますと、高速道路事業の営業収益は、67,666百万円となりました。

料金収入63,951百万円のうち、45,724百万円については、機構と締結した協定第8条及び第9条の規定に基づき貸付料として機構に支払われ、債務の償還に充てられることになっております。

本四道路の通行料金については、次の料金割引を実施しています。

利便増進計画等による料金割引（E T C車限定）

- ・平日終日 全車種について30～50%割引
- ・休日終日 普通車、軽自動車等について50～約55%割引
- ・休日夜間0～4時 中型車、大型車、特大車について30%割引

また、企画割引についても、「与島P A Uターン割引」、「しまなみサイクリングクーポン」及び「しまなみ休日サイクリングフリー」等を実施しました。

本四道路におけるE T C利用率は、平成25年3月実績で91.7%となり、平成24年3月実績と比べ1.1ポイントの増加となりました。

構造物及び施設の保全に関しては、お客様に安全、安心、快適に利用していただけるよう、点検により状態の把握に努め、舗装の重点的な補修、橋梁のコンクリート剥落防止対策を行うなど、適時適切に維持補修を実施しました。また、200年以上の長期にわたり利用される橋を目指し、前期に引き続き、瀬戸大橋（瀬戸中央自動車道）等の塗替塗装等を実施しました。さらに、大規模地震発生時において広域応援部隊等が移動するための県庁所在地を結ぶ道路ネットワークの構築に向け、神戸淡路鳴門自動車道の垂水ジャンクション～淡路インターチェンジ及び淡路島南インターチェンジ～鳴門インターチェンジの耐震補強を推進しました。当期においては、このうち茶間川橋他4橋の耐震補強工事に着手しています。

〔関連事業〕

関連事業については、本四道路を利用されるお客様の利便に供するためのサービスエリア・パーキングエリアの管理等の休憩所等事業、長大橋技術を活用した調査・設計等の受託事業等を実施し、お客様及び地域の皆様への多彩なサービスの提供、技術支援等に努めました。

休憩所等事業については、お客様に、より快適に、より楽しくご利用いただくために、各種イベントを実施するとともに、淡路サービスエリア下り線の地元農産物直売所の新設及び淡路サービスエリア下り線にある大観覧車の一部リニューアルを促進するなど、施設の充実に努めました。

鉄道施設管理受託事業については、機構から本四備讃線及び本四淡路線の鉄道施設管理を受託し、瀬戸大橋の維持修繕等を実施しました。

その他の受託事業については、これまで培ってきた長大橋の建設・管理技術を活用して、地方公共団体等から長大橋の施工検討、技術支援業務等を受託しました。また、国から一般国道317号生口島道路、大島道路の道路清掃作業、交通管理等を、今治市から来島海峡大橋送水管添架工事を、他の高速道路会社から関連する道路の料金収受、維持修繕等を受託しました。

このほか、高架下を活用した占用施設活用事業（駐車場）を実施しました。

〔当期の業績〕

当期の高速道路事業営業損益については、料金収入等からなる営業収益が67,666百万円、営業費用が67,385百万円となり、高速道路事業営業利益は、280百万円となりました。

また、関連事業営業損益は、サービスエリア・パーキングエリア賃貸料、受託事業収入等を合わせた営業収益が1,788百万円、営業費用が1,660百万円となり、関連事業営業利益は、127百万円となりました。

この結果、両者を合わせた全事業営業利益は、408百万円となりました。これに、営業外収益249百万円及び営業外費用8百万円を加減した経常利益は、649百万円となりました。また、法人税等を差し引いた当期純利益は、413百万円となりました。

（２）資金調達等についての状況

資金調達

当期において機構に引き渡す道路資産に係る借入金として、下記のとおり民間金融機関より総額5,300百万円の借入れを行いました。

- イ．平成25年2月28日 1,100百万円
- ロ．平成25年3月28日 4,200百万円

設備投資

当期における設備投資の主な内容は、下記のとおりです。

イ．当期に完成した設備

〔高速道路事業〕 料金機械等の更新

ロ．当期において継続中の主要設備の新設・拡充

〔高速道路事業〕 料金機械等の更新

（３）財産及び損益の状況

区 分	第5期	第6期	第7期	第8期 (当期)
売上高(百万円)	61,220	62,577	67,099	69,454
当期純利益(百万円)	397	55	209	413
一株当たり当期純利益(円)	49.64	6.91	26.23	51.64
総資産(百万円)	38,371	39,273	45,583	48,388

（４）対処すべき課題

私たちは、本州と四国を結ぶ世界に誇る橋を良好に保つことにより、人と物の交流

と地域の連携を推進し、経済の発展と生活の向上に寄与します。また、これまで培ってきた長大橋の建設・管理技術を活用して、広く社会に貢献します。

〔高速道路事業〕

料金については、平成24年3月に機構との協定を変更し、4月からETC車の割引を一部変更しています。さらに、国により、平成26年度から新たな料金水準とする方針が示されており、適切に対応いたします。

道路の管理については、代替路線のない本四道路の安全性を高めるため、耐震補強を継続するとともに、厳しい自然環境の下にある海峡部長大橋梁の予防保全のため、計画的かつ効率的に構造物の維持・管理を行うアセットマネジメントの考え方により、適時適切な点検及び補修を行ってまいります。

事業の実施に当たっては、客観的・定量的な管理目標を定め、その目標の達成を確認するとともに、ライフサイクルコストの小さい、効率的な管理を行ってまいります。また、工事等の調達においては、入札・契約手続きの公正の確保及び透明性・競争性の向上を図るため、既に取り組んでいる諸施策の徹底及び改善を行ってまいります。さらに、技術開発を進め、事業実施体制の効率化を図ることにより、コスト削減に努めてまいります。

また、安全で快適な交通の確保のための交通管理に万全を尽くすとともに、ETC設備等の充実、企画割引の活用、積極的な広報活動等を実施し、多くの方々に本四道路を安全、安心、快適にご利用いただけるよう努めてまいります。

さらに、地元地方公共団体の皆様、観光関係の皆様等との緊密な情報交換、インターネットを利用した顧客満足度調査、ご意見・お問い合わせの分析等によりニーズを把握し、お客様及び地域の皆様のご要望に応えるよう努めてまいります。特に、本四道路を媒介とした「せとうち美術館ネットワーク」の活性化により、地域の活性化に貢献してまいります。

〔関連事業〕

経営の安定及び成長を目指し、お客様及び地域の皆様に喜ばれる、多様な事業展開に努め、関連事業の拡大、特にSA・PAの活性化に取り組んでまいります。

休憩所等事業については、本四道路をご利用いただくお客様の疲れを癒し、瀬戸内の自然・景観を満喫できる快適な空間の形成、地元の産物を活かした食事・土産の提供など、お客様に喜ばれるようサービスの充実に努めてまいります。

本四備讃線及び本四淡路線の鉄道施設管理、関連する道路の管理等の受託事業については、高速道路事業と同様に、効率的に行ってまいります。

また、本州四国連絡橋の建設から維持管理を通じて蓄積した橋梁技術及び発注者としての経験を活かし、国内外で、橋梁の調査・設計から施工及び維持管理までのあらゆる段階で、当社の保有する技術及び技術者を活用した技術支援業務の拡大を図り、幅広く社会の要請に応えてまいります。

(5) 主要な事業内容

高速道路事業

- イ．料金収受及び交通管理
- ロ．維持・修繕等の管理

関連事業

- イ．休憩所等事業
- ロ．道路の維持・修繕、調査等の受託
- ハ．鉄道施設管理受託（本四備讃線等）
- ニ．長大橋の調査・設計等受託
- ホ．その他の事業（占用施設活用事業）

(6) 主要な事業所及び使用人の状況

主要な事業所

事業所名	所在地
本社	兵庫県神戸市中央区小野柄通4 - 1 - 22
東京事務所	東京都港区赤坂1 - 6 - 19
神戸管理センター	兵庫県神戸市垂水区名谷町549
鳴門管理センター	徳島県鳴門市鳴門町土佐泊浦字大毛18
岡山管理センター	岡山県都窪郡早島町早島2985
坂出管理センター	香川県坂出市川津町下川津4388 - 1
しまなみ尾道管理センター	広島県尾道市向島町6904
しまなみ今治管理センター	愛媛県今治市山路751-2

使用人の状況（平成25年3月31日現在）

使用人数 382名（前期末比 11名減）
 平均年齢 46.6歳 平均勤続年数 25.2年

（注）1．使用人数は、当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含めております。

2．平均勤続年数は、本州四国連絡橋公団における勤続年数を通算しております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

親会社の状況

該当事項は、ありません。

子会社の状況

名 称	資本金 (百万円)	出資比率 (%)	主 要 な 事 業 内 容
J B ハイウェイサービ ス株式会社	50	100	休憩所等事業、料金収受管理、交 通管理
株式会社ブリッジ・エ ンジニアリング	50	100	点検管理、長大橋維持修繕
J B ト - ルシステム株 式会社	30	100	料金収受機械保守整備、料金収 入・交通量のデータ管理

(8) 主要な借入先及び借入額

借 入 先	借 入 残 高 (百万円)
株式会社みずほコーポレート銀行	3,023
株式会社三井住友銀行	2,210

2. 株式に関する事項

発行可能株式総数 32,000,000株

発行済株式の総数 8,000,000株

当期末の株主数 11名

株主の状況

株 主 名	持 株 数 (株)	持株比率 (%)
国土交通大臣	5,330,440	66.63
兵 庫 県	492,355	6.15
岡 山 県	343,962	4.30
香 川 県	343,962	4.30
神 戸 市	300,241	3.75
広 島 県	296,557	3.71
愛 媛 県	296,557	3.71
徳 島 県	270,171	3.38
大 阪 府	108,589	1.36
大 阪 市	108,589	1.36
高 知 県	108,577	1.36

(注) 持株比率は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項は、ありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
三原修二	代表取締役社長 会社の経営の総理	一般財団法人 兵庫県雇用開発協会理事長
岸本良孝	取締役 常務執行役員 (経営計画室、安全技術部、保全部、長 大橋技術センター)	
原田秀逸	取締役 常務執行役員 (総務部、観光・お客様サービス室、監査室)	
上野進一郎	取締役 常務執行役員 (企画部、業務部)	
藤村鉄彦	監査役(常勤)	
新 尚一	監査役	神栄株式会社相談役
本多佑三	監査役	関西大学総合情報学部教授

(注) 1. 代表取締役社長伊藤周雄氏は、平成24年6月28日開催の第7回定時株主総会の終結の時をもって、任期満了により退任しました。

2. 監査役小田勝土氏は、平成24年6月28日開催の第7回定時株主総会の終結の時をもって、辞任により退任しました。

3. 監査役新尚一氏及び本多佑三氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

4. 神栄株式会社と当社との間には、特別な利害関係はありません。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	人数	報酬等の額	摘 要
	(人)	(百万円)	
取締役	5	66	取締役の報酬額 年額150百万円以内
監査役	4	21	監査役の報酬額 年額 70百万円以内
計	9	88	(平成17年9月27日開催の創立総会決議)

(注) 報酬等の額に記載するほかに当期に退任した取締役1名、監査役1名に対し退職慰労金11百万円を支給しております。

(3) 社外役員的主要活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
監査役	新 尚一	当期開催の取締役会14回のうち12回及び監査役会9回全てに出席し、経営全般に係る助言及び提言を適宜行っております。
監査役	本多佑三	当期開催の取締役会14回のうち12回及び監査役会9回全てに出席し、経営全般に係る助言及び提言を適宜行っております。

(4) 社外役員の報酬等の総額

	人数	報 酬 等 の 額	親会社又は当該親会社の子会社からの役員報酬等
	(人)	(百万円)	(百万円)
社外役員の報酬等の総額等	2	6	-

5 . 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
	(百万円)
当期に係る会計監査人の報酬等の額	16

(注) 公認会計士法第2条第1項の監査業務に対する報酬を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社の都合による場合のほか、当該会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合には、その事実に基づき、当該会計監査人の解任又は不再任を株主総会の付議議案とする方針です。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

当社は、会社法第362条第4項第6号及び同条第5項の規定に基づき、業務の適正を確保するために必要な「内部統制システムの構築の基本方針」を下記のとおり取締役会で決定しております。(平成24年4月24日一部改正)

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ、効率的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保し、かつ、効率的に行われることを確保するため、次のような体制を整備するとともに、各取締役及び執行役員は責任を持ってそれぞれの担当業務の執行に必要な諸規程の整備等を行います。

- ・取締役会を原則として毎月1回開催します。
- ・全社的に影響を及ぼす重要事項については、あらかじめ、多面的な検討を経て慎重に決定するために、取締役、常勤監査役及び主要な使用人から成る経営会議を組織し、原則として毎月1回審議します。
- ・法令違反行為等に対する相談、通報体制を整備します。
- ・監査室において内部監査を行い、その結果を取締役会及び監査役会に報告します。
- ・反社会的勢力には、毅然として対応し、一切の関係を遮断することとし、そのために必要な態勢の整備を図ります。

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書は、社内規程に従って適切に保存し、管理を行います。

損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理は、各取締役及び執行役員が責任を持ってそれぞれの担当業務について諸規程の整備等を行い、管理体制を整えます。

会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社を含めた企業集団における業務の適正を確保するため、社内規程を整備し、グループ会社経営会議等を通じた子会社との密接な連携に努めます。

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、監査室に所属する使用人が行います。また、監査役は、監査室に所属する使用人の取締役からの独立性を確保するため、監査室に所属する使用人の人事考課及び人事異動並びに監査室の組織変更については、事前に監査役と協議します。

取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、法定事項に加え、会社の経営に重大な影響を及ぼすおそれのある事実を発見したときは監査役に速やかに報告します。また、監査役からの求めに応じて、重要事項に関する取締役の決定内容及び監査室が行う内部監査の結果について遅滞なく報告します。

その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、取締役と監査役が定期的にコミュニケーションを図るとともに、重要な会議には常勤監査役の出席を求めるなど、情報の提供に努めます。

7. 株式会社の状況に関する重要な事項

高速道路の改築事業として、一般国道28号におけるスマートインターチェンジの整備に着手することとし、平成25年5月23日に機構との協定の変更等に関する取締役会の決議を行いました。国土交通大臣の事業変更の許可を受けた後、同事業の工事に着手する予定です。

貸借対照表

平成25年3月31日

本州四国連絡高速道路株式会社
(単位:百万円)

資産の部			
流動資産			
現金及び預金		10,721	
高速道路事業営業未収入金		5,882	
未収入金		144	
未収還付法人税等		16	
未収収益		2	
短期貸付金		1	
有価証券		8,449	
仕掛道路資産		3,046	
未成工事支出金		149	
貯蔵品		240	
前払金		876	
前払費用		22	
その他の流動資産		19	
貸倒引当金		△ 1	
	流動資産合計	<u> </u>	29,571
固定資産			
高速道路事業固定資産			
有形固定資産			
建物	77		
構築物	2,030		
機械及び装置	3,704		
車両運搬具	252		
工具、器具及び備品	63		
土地	134		
リース資産	1		
建設仮勘定	759	7,023	
無形固定資産		<u>121</u>	7,145
関連事業固定資産			
有形固定資産			
建物	581		
構築物	196		
機械及び装置	0		
工具、器具及び備品	1		
土地	4,830		5,610
各事業共用固定資産			
有形固定資産			
建物	1,591		
構築物	64		
機械及び装置	2		
工具、器具及び備品	14		
土地	2,678		
建設仮勘定	1	4,353	
無形固定資産		<u>46</u>	4,399
投資その他の資産			
関係会社株式		248	
投資有価証券		1,206	
長期貸付金		12	
長期前払費用		0	
長期未収入金		55	
その他の投資等		147	
貸倒引当金		△ 7	
	固定資産合計	<u> </u>	<u>18,817</u>
	資産合計		<u><u>48,388</u></u>

(単位:百万円)

負債の部			
流動負債			
高速道路事業営業未払金		12,412	
1年以内返済予定長期借入金		1	
リース債務		0	
未払金		1,137	
未払法人税等		119	
未払費用		0	
預り金		294	
受託業務前受金		885	
前受収益		4	
賞与引当金		227	
	流動負債合計	<u> </u>	15,083
固定負債			
道路建設関係長期借入金		5,233	
その他の長期借入金		12	
リース債務		0	
長期末払金		421	
受入保証金		53	
退職給付引当金		13,670	
役員退職慰労引当金		7	
ETCマイレージサービス引当金		765	
	固定負債合計	<u> </u>	20,165
	負債合計		<u><u> </u></u> 35,248
純資産の部			
株主資本			
資本金			4,000
資本剰余金			
資本準備金		4,000	
	資本剰余金合計	<u> </u>	4,000
利益剰余金			
その他利益剰余金			
別途積立金	4,338		
繰越利益剰余金	801	5,140	
	利益剰余金合計	<u> </u>	5,140
	株主資本合計		<u> </u> 13,140
	純資産合計		<u><u> </u></u> 13,140
	負債・純資産合計		<u><u> </u></u> 48,388

損益計算書

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

本州四国連絡高速道路株式会社
(単位:百万円)

高速道路事業営業損益			
営業収益			
料金収入	63,951		
道路資産完成高	3,556		
その他の売上高	<u>157</u>	67,666	
営業費用			
道路資産賃借料	45,724		
道路資産完成原価	3,556		
管理費用	<u>18,104</u>	<u>67,385</u>	
高速道路事業営業利益			280
関連事業営業損益			
営業収益			
休憩所等事業収入	379		
鉄道管理受託業務収入	973		
その他受託業務収入	<u>434</u>	1,788	
営業費用			
休憩所等事業費	257		
鉄道管理受託業務事業費	973		
その他受託業務事業費	<u>429</u>	<u>1,660</u>	
関連事業営業利益			127
全事業営業利益			408
営業外収益			
受取利息		19	
有価証券利息		13	
土地物件貸付料		126	
雑収入		<u>90</u>	249
営業外費用			
支払利息		0	
雑損失		<u>7</u>	<u>8</u>
経常利益			649
税引前当期純利益			649
法人税、住民税及び事業税			181
過年度法人税、住民税及び事業税			<u>54</u>
当期純利益			413

株主資本等変動計算書

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

本州四国連絡高速道路株式会社
(単位：百万円)

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本合計	
		資本準備金	別途積立金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
				繰越利益剰余金	利益剰余金			
平成24年4月1日残高	4,000	4,000	4,191	535		4,726	12,726	12,726
事業年度中の変動額								
別途積立金の積立			146	△ 146		-	-	-
当期純利益				413		413	413	413
事業年度中の変動額合計	-	-	146	266		413	413	413
平成25年3月31日残高	4,000	4,000	4,338	801		5,140	13,140	13,140

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式 …………… 移動平均法による原価法
満期保有目的の債券 ……… 償却原価法（定額法）

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛道路資産 …………… 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
未成工事支出金 …………… 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
貯蔵品 …………… 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
但し、料金収受設備等に係る貯蔵品については、個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

3. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	2～50年
構築物	2～60年
機械及び装置	2～17年
車両運搬具	2～7年
工具、器具及び備品	2～20年

(2)無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う額を計上しております。

(3)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により按分した額を費用処理しております。

数理計算上の差異は、各年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により按分した額を、発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づき当事業年度末要支給額を計上しております。

(5) ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当事業年度末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

道路資産完成高

工事完成基準を適用しております。

受託業務収入

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積もりは原価比例法）を適用しております。その他の工事については工事完成基準を適用しております。

6. 消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産減価償却累計額

高速道路事業有形固定資産減価償却累計額	7,537百万円
関連事業有形固定資産減価償却累計額	535百万円
各事業共有有形固定資産減価償却累計額	685百万円

2. 保証債務

日本道路公団等民営化関係法施行法第16条により連帯した債務	227,390百万円
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条により連帯した債務	4,567百万円

3. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

短期金銭債権	7百万円
短期金銭債務	946百万円
長期金銭債権	11百万円
長期金銭債務	11百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引

営業取引	
営業収益	384百万円
営業費用	5,225百万円
営業取引以外の取引	
営業外収益	17百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における発行済株式の種類及び数

普通株式	800万株
------	-------

税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生 の 主な原因別の内訳

(繰延税金資産)		百万円
退職給付引当金		4,915
賞与引当金		86
E T Cマレージサービス引当金		272
未払事業税		16
その他		22
繰延税金資産小計		5,312
評価性引当額		△ 5,312
繰延税金資産合計		—

道路資産賃借料に係る未経過リース料当期末残高相当額

道路資産賃借料	
一年以内	37,581百万円
一年超	1,453,963百万円
合計	1,491,545百万円

平成24年3月28日締結の一般国道28号（本州四国連絡道路（神戸・鳴門ルート））等に関する協定に基づくものであります。

1. 当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができることとされております。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができることとされております。
2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額（加算基準額）を超えた場合、当該超過額（実績料金収入－加算基準額）が加算されることとなっております。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額（減算基準額）に足りない場合、当該不足額（減算基準額－実績料金収入）が減算されることとなっております。

関連当事者との取引に関する注記

兄弟会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容(注)	取引金額	科目	期末残高
						役員兼任等	事業上の関係				
主要株主が議決権の過半数を所有している会社等	(独)日本高速道路保有・債務返済機構	東京都港区	5,255,124	高速道路に係る道路資産の保有及び会社への貸付、承継債務の返済等	—	—	道路資産の借受け	道路資産賃借料(注)1	45,724	高速道路事業営業未払金	10,755
							債務保証	債務保証(注)2	227,390	—	—
								債務保証(注)3	4,567	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)平成24年3月28日締結の一般国道28号（本州四国連絡道路（神戸・鳴門ルート））等に関する協定により支払っております。当該協定では、料金収入及び道路資産賃借料等を変更しておりますが、これに

伴う損益への影響はありません。

道路資産の借受けに係る未経過リース料残高相当額は、1,491,545,714,285円であります。

(注2) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条により連帯した債務であります。

(注3) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条により連帯した債務であります。

一株当たり情報に関する注記

一株当たり純資産額	1,642.51円
一株当たり当期純利益	51.64円

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

その他の注記

退職給付関係

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度（建設関係法人厚生年金基金）及び退職一時金制度を設けております。

(2) 退職給付債務に関する事項

(単位：百万円)

区 分	平成25年3月31日現在
退職給付債務 (A)	21,907
年金資産 (B)	4,500
未認識数理計算上の差異 (C)	3,854
未認識過去勤務債務（債務の減額） (D)	△ 117
退職給付引当金 (E)=(A)-(B)-(C)-(D)	<u>13,670</u>

(3) 退職給付費用に関する事項

(単位：百万円)

区 分	自平成24年4月1日 至平成25年3月31日
勤務費用 (A)	492
利息費用 (B)	369
期待運用収益 (C)	△ 37
数理計算上の差異の費用処理額 (D)	182
過去勤務債務の費用処理額 (E)	△ 39
退職給付費用 (F)=(A)+(B)+(C)+(D)+(E)	<u>966</u>

(4) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
割引率	1.0%
期待運用収益率	1.0%
過去勤務債務の額の処理年数	発生年度から10年で償却
数理計算上の差異の処理年数	発生年度の翌年度から10年で償却

追加情報

期首時点の計算において適用した割引率は2.0%でありましたが、期末時点において再検討を行った結果、割引率の変更により退職給付債務の額に影響を及ぼすと判断し、割引率を1.0%に変更しております。

連結貸借対照表

平成25年3月31日

本州四国連絡高速道路株式会社
(単位:百万円)

資産の部			
流動資産			
現金及び預金		11,235	
未収入金		6,281	
有価証券		8,950	
たな卸資産		3,562	
短期貸付金		649	
繰延税金資産		88	
その他		942	
貸倒引当金		△ 1	
	流動資産合計	<hr/>	31,708
固定資産			
有形固定資産			
建物及び構築物	6,152		
機械及び運搬具	3,986		
土地	9,360		
リース資産	148		
その他	899	20,547	
	<hr/>		
無形固定資産		183	20,731
		<hr/>	
投資その他の資産			
投資有価証券		1,412	
長期未収入金		55	
繰延税金資産		28	
その他		252	
貸倒引当金		△ 7	1,740
	固定資産合計	<hr/>	22,472
		<hr/>	
	資産合計	<hr/> <hr/>	54,181

(単位:百万円)

負債の部		
流動負債		
未払金	13,093	
短期借入金	971	
一年以内返済予定長期借入金	1	
リース債務	43	
未払法人税等	218	
前受金	887	
賞与引当金	386	
その他	369	
流動負債合計	<u> </u>	15,971
固定負債		
長期借入金	5,245	
リース債務	110	
長期未払金	574	
退職給付引当金	14,204	
役員退職慰労引当金	40	
ETCマイレージサービス引当金	765	
負ののれん	1,340	
その他	498	
固定負債合計	<u> </u>	22,779
負債合計		<u><u> </u></u> 38,751
純資産の部		
株主資本		
資本金		4,000
資本剰余金		4,000
利益剰余金		7,429
株主資本合計		<u> </u> 15,429
純資産合計		<u><u> </u></u> 15,429
負債・純資産合計		<u><u> </u></u> 54,181

連結損益計算書

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

本州四国連絡高速道路株式会社
(単位:百万円)

営業収益		71,255	
営業費用			
道路資産賃借料	45,724		
高速道路等事業管理費及び売上原価	20,135		
販売費及び一般管理費	4,489	70,350	
営業利益			905
営業外収益			
受取利息		29	
有価証券利息		14	
土地物件貸付料		108	
負ののれん償却額		102	
雑収入		100	354
営業外費用			
支払利息		6	
雑損失		16	22
経常利益			1,237
税金等調整前当期純利益			1,237
法人税、住民税及び事業税			355
過年度法人税、住民税及び事業税			54
法人税等調整額			20
少数株主損益調整前当期純利益			807
当期純利益			807

連結株主資本等変動計算書

(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

本州四国連絡高速道路株式会社

(単位：百万円)

	株 主 資 本				純資産 合 計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
平成24年4月1日残高	4,000	4,000	6,622	14,622	14,622
連結会計期間中の変動額					
当期純利益			807	807	807
連結会計期間中の変動額合計	-	-	807	807	807
平成25年3月31日残高	4,000	4,000	7,429	15,429	15,429

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の注記

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 3社
連結子会社の名称
J B ハイウェイサービス株式会社 株式会社ブリッジ・エンジニアリング J B トールシステム株式会社

- (2) 非連結子会社の名称等
株式会社ネクストウェイ 株式会社シンプウ

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社の名称等
株式会社ネクストウェイ 株式会社シンプウ

(持分法を適用していない理由)

非連結子会社は、それぞれ当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響は軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券 …… 償却原価法 (定額法)

その他有価証券

時価のないもの …… 移動平均法による原価法

② たな卸資産

主として個別法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法) によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 (リース資産を除く)

定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 2～60年

機械及び運搬具 2～17年

その他 2～20年

② 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3)重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う額を計上しております。

③退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、主として当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により按分した額を費用処理しております。

数理計算上の差異は、各年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により按分した額を、発生の翌年度から費用処理することとしております。

④役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づき当連結会計年度末要支給額を計上しております。

⑤E T Cマイレージサービス引当金

E T Cマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当連結会計年度末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しております。

(4)その他連結計算書類作成のための重要な事項

①収益及び費用の計上基準

道路資産完成高

工事完成基準を適用しております。

受託業務収入

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積もりは原価比例法）を適用しております。その他の工事については工事完成基準を適用しております。

②消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

5. 負ののれんの償却に関する事項

負ののれんは、20年間で均等償却しております。

6. 追加情報

未適用の会計基準等

- ・「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日）
- ・「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日）

(1) 概要

数理計算上の差異及び過去勤務費用は、連結貸借対照表上の純資産の部において税効果を調整した上で認識し、積立状況を示す額を負債又は資産として計上する方法に改正されました。また、退職給付見込額の期間帰属方法について、期間定額基準のほか給付算定式基準の適用が可能となったほか、割引率の算定方法が改正されました。

(2) 適用予定日

平成26年3月期の年度末に係る連結財務諸表から適用します。ただし、退職給付見込額の期間帰属方法の改正については、平成27年3月期の期首から適用します。なお、当該会計基準等には経過的な取扱いが定められているため、過去の期間の財務諸表に対しては遡及適用しません。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「退職給付に関する会計基準」等の適用により、当グループの連結財務諸表に重要な影響を及ぼす見込みです。連結貸借対照表においては、主として数理計算上の差異を発生時に認識するため純資産が変動する見込みですが、影響額については現時点で評価中であります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産減価償却累計額 9,835百万円
2. 保証債務
- 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条により連帯した債務 227,390百万円
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条により連帯した債務 4,567百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び数

- 普通株式 800万株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

資金運用については、安全性の高い預金等に限定し、資金調達については、銀行借入によっております。営業債権である未収入金に係る信用リスクは、社内規程に沿ってリスク低減を図っております。また、有価証券及び投資有価証券は、主として譲渡性預金、国債、地方債等であります。

借入金は、主に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡す道路資産に係る借入金であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額 (*)	時価 (*)	差額
(1) 現金及び預金	11,235	11,235	—
(2) 未収入金	6,281	6,281	—
(3) 有価証券	8,950	8,951	1
(4) 投資有価証券	1,406	1,418	12
(5) 未払金	(13,093)	(13,093)	—
(6) 1年以内返済予定長期借入金	(1)	(1)	—
(7) 長期借入金	(5,245)	(5,245)	—

(*) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価格にほぼ等しいことから、当該帳簿価格によっております。

(3) 有価証券、(4) 投資有価証券

これらの時価は、取引金融機関から提示された価格によっております。

(5)未払金、(6)1年以内返済予定長期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価格にほぼ等しいことから、当該帳簿価格によっております。

(7)長期借入金

変動金利によるものであり、金利が一定期間で更新されることから、時価は帳簿価格とほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっております。

2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式等(連結貸借対照表計上額6百万円)は、市場価値がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)投資有価証券」には含めておりません。

賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産に関する注記事項

当社及び当社の一部の連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル(土地を含む。)を所有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位:円)

連結貸借対照表計上額	時価
2,276	2,366

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に類似する方法等に基づく金額であります。

リースにより使用する固定資産に関する注記

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前に開始する連結会計年度に属するものについては、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は、次のとおりであります。

1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び当連結会計年度末残高相当額

(単位:百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	当期末残高相当額
機械及び運搬具	7	7	0
合計	7	7	0

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産及び無形固定資産の期末残高に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

2. 未経過リース料当連結会計年度末残高相当額

一年以内	0百万円
一年超	0百万円
合計	0百万円

道路資産賃借料に係る未経過リース料当期末残高相当額

道路資産賃借料	
一年以内	37,581百万円
一年超	1,453,963百万円
合計	1,491,545百万円

平成24年3月28日締結の一般国道28号（本州四国連絡道路（神戸・鳴門ルート））等に関する協定に基づくものであります。

1. 当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができることとされております。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができることとされております。
2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額（加算基準額）を超えた場合、当該超過額（実績料金収入－加算基準額）が加算されることとなっております。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額（減算基準額）に足りない場合、当該不足額（減算基準額－実績料金収入）が減算されることとなっております。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)		百万円
退職給付引当金		5,121
賞与引当金		148
E T Cマレージサービス引当金		272
未払事業税		25
その他		61
繰延税金資産小計		5,630
評価性引当額		△ 5,466
繰延税金資産合計		163
(繰延税金負債)		百万円
子会社時価評価差額		△ 47
繰延税金負債合計		△ 47
繰延税金資産（負債）の純額		116

(注) 繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産－繰延税金資産	88百万円
固定資産－繰延税金資産	28百万円

関連当事者との取引に関する注記

1. 子会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容(注)	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	(株)ネクストウェイ	兵庫県神戸市中央区	40	不動産賃貸等	所有直接100%	—	不動産賃貸等	資金の貸付	680	短期貸付金	648

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

(注2) 取引が反復的に行われているため、各月平均残高を記載しております。

2. 兄弟会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容(注)	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
主要株主が議決権の過半数を所有している会社等	(独)日本高速道路保有・債務返済機構	東京都港区	5,255,124	高速道路に係る道路資産の保有及び会社への貸付、承継債務の返済等	-	-	道路資産の借受け	道路資産賃借料(注)1	45,724	未払金	10,755
							債務保証	債務保証(注)2	227,390	-	-
							債務保証	債務保証(注)3	4,567	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)平成24年3月28日締結の一般国道28号(本州四国連絡道路(神戸・鳴門ルート))等に関する協定により支払っております。当該協定では、料金収入及び道路資産賃借料等を変更しておりますが、これに伴う損益への影響はありません。

道路資産の借受けに係る未経過リース料残高相当額は、1,491,545百万円であります。

(注2)日本道路公団等民営化関係法施行法第16条により連帯した債務であります。

(注3)独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条により連帯した債務であります。

一株当たり情報に関する注記

一株当たり純資産額	1,928.71円
一株当たり当期純利益	100.88円

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成 25 年 5 月 29 日

本州四国連絡高速道路株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 横 井 康 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西 野 裕 久 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 堀 重 樹 印
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、本州四国連絡高速道路株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成 25 年 5 月 29 日

本州四国連絡高速道路株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 横 井 康 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西 野 裕 久 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 堀 重 樹 印
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、本州四国連絡高速道路株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、本州四国連絡高速道路株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの平成24事業年度（第8期）の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査要綱に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び各管理センターにおいて業務及び財産の状況の調査を行いました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容（内部統制システムの構築の基本方針）及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

平成25年6月3日

本州四国連絡高速道路株式会社 監査役会

常勤監査役 藤村 鉄彦 ㊟

社外監査役 新 尚一 ㊟

社外監査役 本多 佑三 ㊟

第8回定時株主総会 議案及び参考事項

目 次

第1号議案	剰余金処分案承認の件	-----	1
第2号議案	取締役選任の件	-----	2

本州四国連絡高速道路株式会社

第1号議案 剰余金処分案承認の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

その他利益剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金	283,615,888円
-------	--------------

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金	283,615,888円
---------	--------------

第2号議案 取締役選任の件

取締役のうち原田秀逸氏は、平成25年6月30日をもって退任されますので、取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴及び他の会社の代表状況	所有する当社の株式数
中島義勝 (昭和32年11月18日)	昭和56年4月 建設省入省（現国土交通省） 平成16年7月 国土交通省九州地方整備局総務部長 平成18年7月 同省海上保安庁海洋情報部企画課長 平成20年7月 内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（総括担当） 平成22年8月 日本下水道事業団経営企画部長	0株

（注1）候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。

（注2）候補者につきましては、現在のところ、就任の承諾を得ておりませんが、平成25年7月1日に承諾を得る予定であります。

（注3）候補者の就任日につきましては、平成25年7月1日の予定であります。